

小学校周辺パトロールの強化について

1 経過

区内のパトロールを強化するため、平成 17 年度補正予算にて安全・安心パトロールカーを 2 台増車したところである。

このことに加え、広島県や栃木県の小学生殺害事件を受けて、児童の登校時間や帰宅時間の小学校周辺パトロールを拡充することにより、児童の安全確保対策をさらに強化する。

2 新しいパトロール体制（毎日実施）

	午前 4 時～	午前 7 時～	午後 7 時～
1 号車	資源持ち去り パトロール	小学校周辺パトロール	施設・公園・不法投棄 パトロール
2 号車	地域貸出または 職員が使用	小学校周辺パトロール	施設・公園・不法投棄 パトロール
3 号車	地域貸出または 職員が使用	小学校周辺パトロール	地域貸出または職員が 使用
4 号車	地域貸出または 職員が使用	小学校周辺パトロール	地域貸出または職員が 使用
5 号車	地域貸出または職員が使用		
6 号車	地域貸出または職員が使用		

従来は、小学校周辺パトロールを、学校開校日の午前 8 時から午後 5 時まで実施。

授業時間中には、小学校各校 1 日 1 回の立ち寄りを行う。

3 その他

(1) 下校時の児童の見守りについて区民に呼び掛ける放送を、学校開校日の午後 2 時から 3 時の間に実施する。

(2) 地域防犯・防火活動実施団体に対し、児童の登下校の時間帯に配慮してパトロール活動を行っていただくよう呼び掛けを行った。

(3) 地域防犯・防火活動実施団体の登録要件を、次のとおりに緩和する。
パトロール活動に従事する人員に係る要件を、「10 人以上」から「5 人以上」とする。

パトロール活動の実施回数に係る要件を、「月 1 回以上または年 20 日以上」から「月 1 回以上または年 12 日以上」とする。